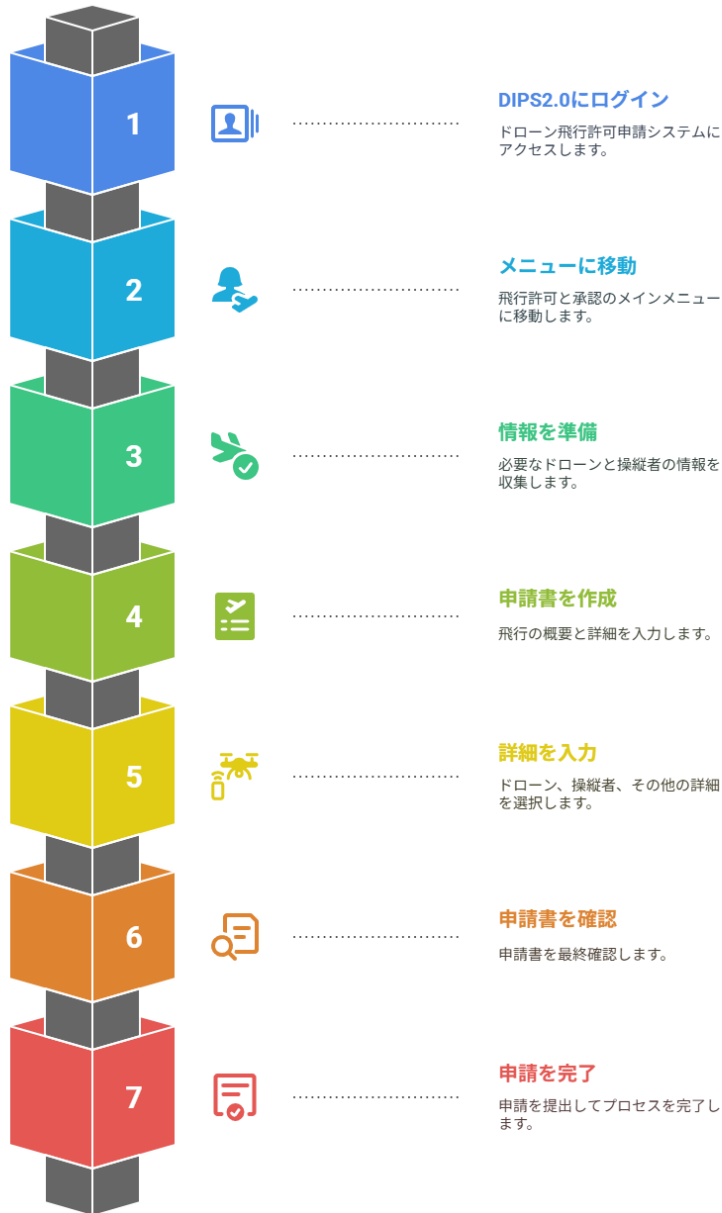


飛行申請



01.DIPS2.0へのログイン

02.飛行許可・承認メインメニュー

- 03.無人航空機情報の登録・変更
- 04.操縦者情報の登録

- 05.簡易カテゴリー判定
- 06.STEP 01 飛行概要入力

- 07.STEP 02 飛行詳細入力
- 08.STEP 03 機体・操縦者選択
- 09.STEP 04 その他詳細等入力

10.STEP 04 申請書確認

11.STEP 05 申請完了

下記リンクより【DIPS2.0】へアクセスし、ログインIDとパスワードを入力の上へログインします。

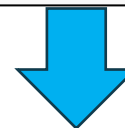
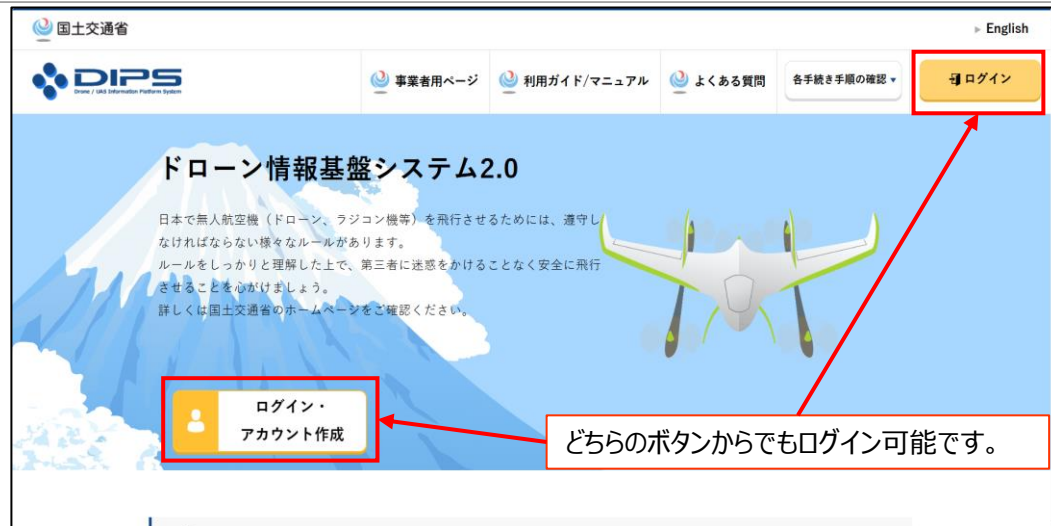
右上の【ログイン】もしくは【ログイン・アカウント作成】を押下ください。

[ドローン情報基盤システム2.0](#)

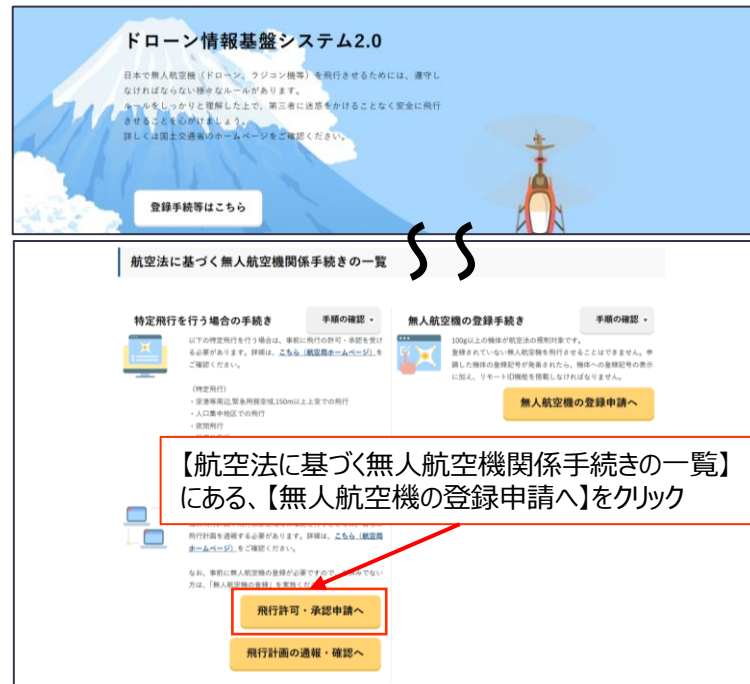
ログイン画面より、ログインID・パスワードを入力の上、【ログイン】を押下ください。

※アカウント開設方法については、DIPS2.0内にあるマニュアルをご参照ください。

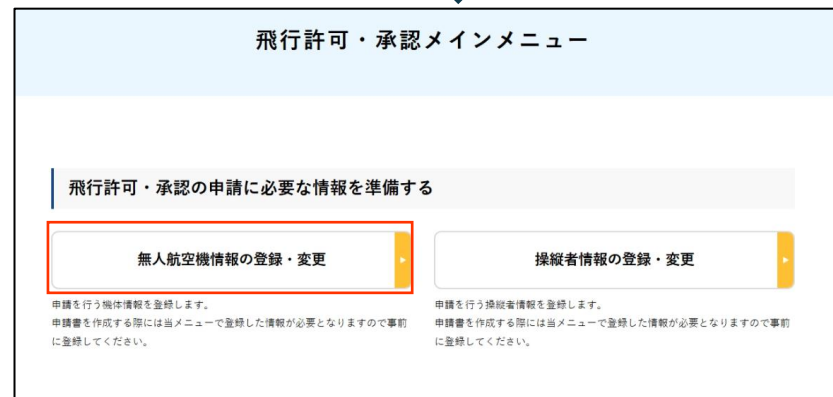
[DIPS-REG-Manual Ja Owner Open-Account.pdf](#)



【航空法に基づく無人航空機関係手続きの一覧】にある、【飛行許可・承認申請へ】を押下ください。



【飛行許可・承認メインメニュー】内の【無人航空機情報の登録・変更】を押下ください。



ユーザー自身で機体登録を行った機体もしくは他アカウントからの『機体情報共有』を行われた機体が表示されます。

ユーザー自身で機体登録を行った機体については、初回のみ機体情報の【編集】が必要です。
※代替機等で弊社より『機体情報共有』を行った機体については、弊社にて編集済みですので対応は不要です。

【機体情報編集】については計3ページありますが、1ページ目については特別編集等は不要です。
下にスクロールいただき、【次へ】を押下ください。

機体登録

登録している機体の一覧です。機体情報は、申請書を作成する際に必要になります。
機体情報を変更した場合、既に申請書に付与した機体情報は変更されませんので申請書作成にて再度機体を追加をお願いします。
※「無人航空機の登録」手続きにより、機体登録内容を変更した場合は情報更新を実施するため、一度「削除」ボタンを押下してください。自動で更新情報が反映された機体情報が再度表示されます。
その際、他アカウントへ機体情報を提供している場合、提供先アカウントの機体情報一覧から当該機体が削除されますので、改めて機体情報の提供操作をお願いします。

機体情報一覧

No.	第一種機体認証	第二種機体認証	型式/名称	登録記号等	製造者名	製造番号等		
81			AC102	JU3256567470	株式会社NTT e-Drone Technology	5721801	編集	削除
					株式会社NTT e			



機体情報編集 (基本情報)

機体に関する情報（製造者名、型式、登録記号等）を正しく入力してください。

I. 機体の情報

登録記号等 JU3256567470

試験飛行届出番号等

IV. 型式認証無人航空機又は個別の機体認証無人航空機に関する情報

1. 型式認証無人航空機の場合には、無人航空機飛行規程に従いますか？
また、個別の機体認証無人航空機の場合には、使用条件等指定書に従いますか？

☐ はい ☒ いいえ

2ページ目については『適』『否』を選択する質問が計11個ありますので、すべて『適』を選択いただき、【次へ】を押下ください。

機体基準適合情報

機体の基準への適合性に関する情報を入力して下さい。

機体

型式又は名称AC102

製造者名株式会社NTT e-Drone Technology

V.基準適合性に関する情報（一般）

1.鋭利な突起物のない構造であること（構造上、必要なものを除く）。
☒ 適 ☐ 否
「否」を選択した場合には、下記より請じる代替的安全対策を選択してください。
☐ その他

SS

3.あらかじめ設定された飛行プログラムにかかわらず、常時、不具合発生時等において、無人航空機を飛行させる者が機体を安全に着陸させられるよう、強制的に操作介入ができる設計であること。
☒ 適 ☐ 否 ☐ 該当せず
「否」を選択した場合には、下記より請じる代替的安全対策を選択してください。
☐ その他

戻る

次へ

3ページ目については取扱説明書に記載されている、機体の諸元を入力していただく必要があります。

入力が必要な部分については下記の通りです。

IX.操縦装置に関する情報

- 1.操縦装置名称：**H12**
- 2.製造者名：**株式会社NTT e-Drone Technology**

X.機体の運用限界に関する情報

- 1.最高速度 (km/h)：**20**
- 2.最高到達高度 (m)：**80**
- 3.電波到達距離 (m)：**1,000**
- 4.飛行可能風速 (m/s以下)：**8**
- 5.最大搭載可能重量 (kg)：**8**
- 6.最大使用可能時間 (分)：**30**
- 7.上記以外の項目がある場合に記入：記入不要です

XI.飛行させる方法に関する情報

- 1.飛行させる方法：**その他** ※モードⅠ・Ⅱが選択可能な為

全ての入力が完了次第、【登録】を押下ください。

機体基準適合追加情報

IX.操縦装置に関する情報

1.操縦装置名称
H12

2.製造者名
株式会社NTT e-Drone Technology

X.機体の運用限界に関する情報

1.最高速度 (km/h)
20 km/h
☐ 取扱説明書に記載はありません

2.最高到達高度 (m)
80 m
☐ 取扱説明書に記載はありません

3.電波到達距離 (m)
1,000 m
☐ 取扱説明書に記載はありません

4.飛行可能風速 (m/s以下)
8 m/s以下
☐ 取扱説明書に記載はありません

5.最大搭載可能重量 (kg)
8 kg
☐ 取扱説明書に記載はありません

6.最大使用可能時間 (分)
30 分
☐ 取扱説明書に記載はありません

7.上記以外の項目がある場合に記入
項目:

XI.飛行させる方法に関する情報

1.飛行させる方法
☐ モードⅠ ☐ モードⅡ ☒ その他

戻る 登録

処理結果として『機体情報の登録が完了しました』と表示がされたら登録完了となります。

【OK】を押下すると機体の一覧画面に戻りますので、複数の機体がある場合は同様の作業を、1台のみの場合は【04.操縦者情報の登録】へお進みください。

処理結果

SC_U03_04

機体情報の登録が完了しました。
登録した機体情報は、申請書を作成する際に利用します。

OK



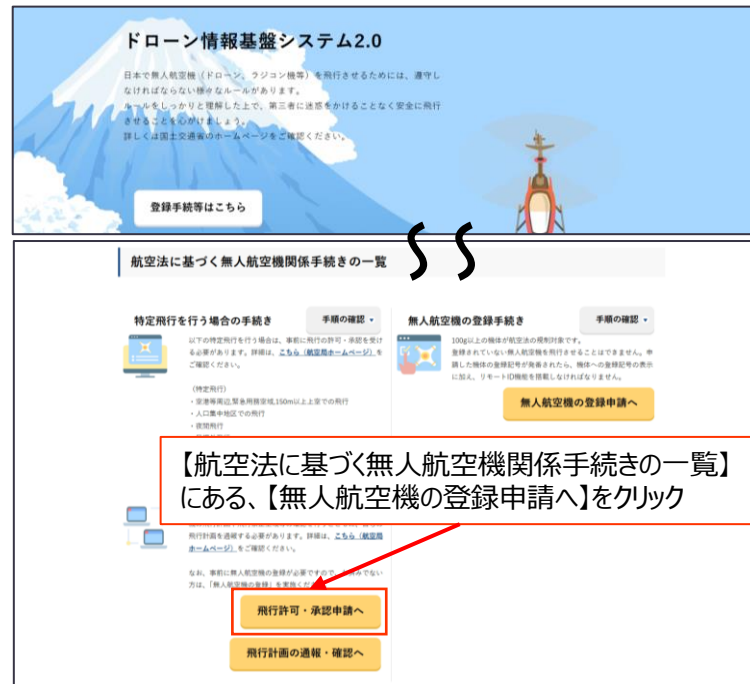
機体登録

登録している機体の一覧です。機体情報は、申請書を作成する際に必要になります。
機体情報を変更した場合、既に申請書に付与した機体情報は変更されませんので申請書作成にて再度機体を追加しなおしてください。
※「無人航空機の登録」手続きにより、機体登録内容を変更した場合は情報更新を実施するため、一度「削除」ボタンを押下してください。最前で更新情報が反映された機体情報が再度表示されます。
その際、他アカウントへ機体情報も提供している場合、提供元アカウントの機体情報一覧から重複機体が削除されますので、改めて機体情報の提供操作をお願いします。

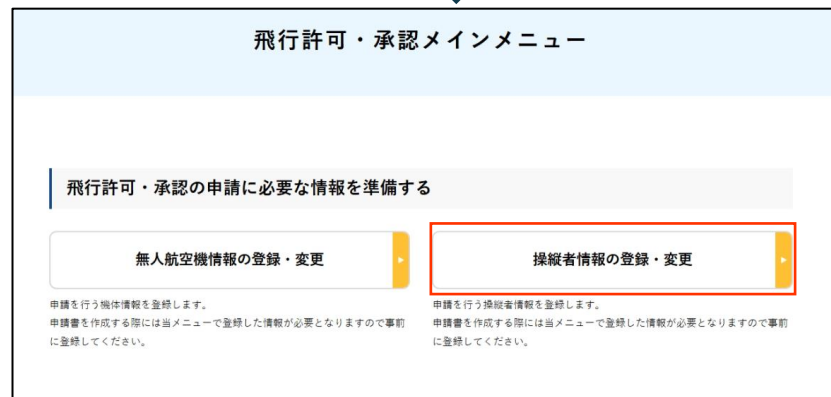
機体情報一覧

No.	第一機体認証	第二機体認証	型式／名称	登録記号等	製造者名	製造番号等		
81			AC102	JU3256567470	株式会社NTT e-Drone Technology	5721801	編集	削除
					株式会社NTT e			

【航空法に基づく無人航空機関係手続きの一覧】にある、【飛行許可・承認申請へ】を押下ください。



【飛行許可・承認メインメニュー】内の【操縦者情報の登録・変更】を押下ください。



右下にある【新規作成(技能証明なし)】を押下ください。

※2025年6月17日現在、認定証をお持ちの方でも新規作成の際は【**新規作成(技能証明なし)**】を押下いただく必要があります。

SS

登録している操縦者の一覧です。

操縦者情報は、申請書を作成する際に必要になります。

操縦者情報一覧

No.	操縦者氏名	技能証明書番号	技能認証			
1	[REDACTED]			編集	機体選択	
2	[REDACTED]			編集	機体選択	
3	[REDACTED]			編集	機体選択	
4	[REDACTED]			編集	機体選択	
6	[REDACTED]			編集	機体選択	
7	[REDACTED]			編集	機体選択	
8	[REDACTED]			編集	機体選択	
9	[REDACTED]			編集	機体選択	
10	[REDACTED]			編集	機体選択	

<<

<

1

2

3

4

5

>

>>

戻る

他アカウントへの
操縦者情報の提供

他アカウントへ情報提供中の
操縦者情報の参照・解除

新規作成
(技能証明なし)

『Ⅰ. 操縦者の氏名、住所を入力してください。』については必ず入力が必要です。

氏名、フリガナ、電話番号、メールアドレス、住所を入力ください。

住所については都道府県はドロップダウンボックスからの選択、市区町村以下については自由記入となります。

『Ⅱ. H P 掲載団体技能認証情報を入力してください。』については、入力いただかなくとも飛行申請が可能です。

操縦者情報編集

登録時に必要な情報（氏名、住所、基準への適合性等）を入力して下さい。
なお、基準の内容は「基準内容」をクリックして確認して下さい。

Ⅰ. 操縦者の氏名、住所を入力してください。

1. 氏名

2. フリガナ

3. 電話番号

国/地域

日本/Japan

+

01

4. メールアドレス

5. 住所

国/地域

日本/Japan

都道府県

市区町村・番地

Ⅱ. H P 掲載団体技能認証情報を入力してください。（有していない場合は「3. 操縦者の基準の適合性」を入力してください。）

登録済の技能認証一覧

No	技能認証番号	発行団体名		

選択行

発行団体、講習団体のコードはこちらを参照

1. 発行団体コード

選択

2. 講習団体コード

選択

3. 機体の種類

☐ 飛行機
☐ 固定翼
☐ 滑空機
☐ 飛行船

4. 飛行の区分

☐ 基準
☐ 夜間飛行
☐ 目視外飛行
☐ 物件落下
☐ 区分なし

5. 技能認証番号

6. 発行日

YYYY/MM/DD

7. 技能認証 証明書

選択

※選択されていません

登録

[目次に戻る](#)

© 2021-2025 NTT e-Drone Technology. All Rights Reserved.

CONNECTING THE SEEDS FOR THE FUTURE


『Ⅲ. 操縦者の基準の適合性について以下の設問に回答してください。』については、全て『適』を選択ください。

『Ⅳ. 操縦者の飛行させる方法に応じた追加基準への適合性について、機体の種別毎に回答してください。』なお、該当する飛行を行わない場合等、適合性を示せない場合は「否」を選択してください。』については、『回転翼航空機』の『物件の投下を伴う飛行を行う場合』のみ『適』を選択し、それ以外は『否』を選択ください。

※上記の選択については、AC101connect・AC102のみを操縦する場合の選択肢となりますので、他の機体を操縦される方の場合、その機体に合わせた選択肢を別途お選びください。

全ての入力完了次第、『登録』を押下ください。

Ⅲ. 操縦者の基準の適合性について以下の設問に回答してください。

1. 飛行を予定している無人航空機の機体別に、10時間以上の飛行経験を有しており、意図した飛行経路を維持しながら無人航空機を飛行させることができる。
☒ 適 ☐ 否
2. 航空法や航空法に関する知識及び安全飛行に関する知識を有している。
☒ 適 ☐ 否
3. 知っておくべき無人航空機について、飛行前に、次に掲げる確認を行うことができる。
・周囲の安全確認（第三者の立入の有無、風速・風向等の気象 等）
・燃料又はバッテリーの残量確認
・機体及び機体システムの作動確認
☒ 適 ☐ 否
4. 飛行する無人航空機が遠隔操作の機体である場合、GPs等の機能を利用せず、安定した離陸及び着陸ができる。
☒ 適 ☐ 適用状況は行わない
5. 飛行させる無人航空機が自動操縦の機体である場合、自動操縦システムにおいて、適切に飛行経路を設定でき、かつ、飛行中に不具合が発生した場合、無人航空機を安全に着陸させられるよう、適切に操作の入力ができる。
☒ 適 ☐ 自動操縦は行わない

Ⅳ. 操縦者の飛行させる方法に応じた追加基準への適合性について、機体の種別毎に回答してください。
なお、該当する飛行を行わない場合等、適合性を示せない場合は「否」を選択してください。

Ⅰ 回転翼航空機 ホタルコアプロトタイプおよびヘリコプターはこの項に該当します。

Ⅰ-1 遠隔飛行を行う場合

機体、周囲、天候等の確認を維持しながら無人航空機を飛行させることができます。
☒ 適 ☐ 否

Ⅰ-2 目視外飛行を行う場合

モニターを兼ねながら、遠隔操作により、意図した飛行経路を維持しながら無人航空機を飛行させることができること及び飛行経路周辺において無人航空機を安全に着陸させることができます。
☒ 適 ☐ 否

Ⅰ-3 物件の投下を伴う飛行を行う場合

5kg以上の物件投下の実験をなし、物件投下の前後で安定した機体の姿勢制御ができる。
☒ 適 ☐ 否

Ⅱ 飛行機

Ⅱ-1 遠隔飛行を行う場合

機体、周囲、天候等の確認を維持しながら無人航空機を飛行させることができます。
☒ 適 ☐ 否

Ⅱ-2 目視外飛行を行う場合

モニターを兼ねながら、遠隔操作により、意図した飛行経路を維持しながら無人航空機を飛行させることができること及び飛行経路周辺において無人航空機を安全に着陸させることができます。
☒ 適 ☐ 否

Ⅱ-3 物件の投下を伴う飛行を行う場合

5kg以上の物件投下の実験をなし、物件投下の前後で安定した機体の姿勢制御ができる。
☒ 適 ☐ 否

Ⅲ 滑空機

Ⅲ-1 遠隔飛行を行う場合

機体、周囲、天候等の確認を維持しながら無人航空機を飛行させることができます。
☒ 適 ☐ 否

Ⅲ-2 目視外飛行を行う場合

モニターを兼ねながら、遠隔操作により、意図した飛行経路を維持しながら無人航空機を飛行させることができること及び飛行経路周辺において無人航空機を安全に着陸させることができます。
☒ 適 ☐ 否

Ⅲ-3 物件の投下を伴う飛行を行う場合

5kg以上の物件投下の実験をなし、物件投下の前後で安定した機体の姿勢制御ができる。
☒ 適 ☐ 否

Ⅳ 飛行船

Ⅳ-1 遠隔飛行を行う場合

機体、周囲、天候等の確認を維持しながら無人航空機を飛行させることができます。
☒ 適 ☐ 否

Ⅳ-2 目視外飛行を行う場合

モニターを兼ねながら、遠隔操作により、意図した飛行経路を維持しながら無人航空機を飛行させることができること及び飛行経路周辺において無人航空機を安全に着陸させることができます。
☒ 適 ☐ 否

Ⅳ-3 物件の投下を伴う飛行を行う場合

5kg以上の物件投下の実験をなし、物件投下の前後で安定した機体の姿勢制御ができる。
☒ 適 ☐ 否

戻る

登録



処理結果として『操縦者情報が登録されました』と表示がされたら登録完了となります。

【OK】を押下すると『操縦者情報一覧』に戻りますので、複数の操縦者がいらっしゃる場合は同様の作業を繰り返し行ってください。

処理結果

SC_U04_02

操縦者情報が登録されました。登録した操縦者情報は、申請書を作成する際に利用します。

OK



操縦者情報管理／操縦者情報一覧

登録している操縦者の一覧です。
操縦者情報は、申請書を作成する際に必要になります。

操縦者情報一覧

No.	操縦者氏名	技能証明書番号	技能認証			
1	FWTHQ02			編集	機体選択	
2	FWTHQ02			編集	機体選択	
3	FWTHQ02			編集	機体選択	
4	FWTHQ02			編集	機体選択	

操縦者を登録し終えたら、『飛行可能機体登録』を行います。

操縦者ごとに選択可能な【機体選択】を押下ください。

ドロップダウンリストより、操縦させる機体の『型式/名称』を選択し、『機体追加』を押下ください。

追加が完了したら、『戻る』を押下ください。

操縦者情報管理／操縦者情報一覧

登録している操縦者の一覧です。
操縦者情報は、申請書を作成する際に必要になります。

操縦者情報一覧

No.	操縦者氏名	技能証明書番号	技能認証			
1	氏名			編集	機体選択	
2	氏名			編集	機体選択	
3	氏名			編集	機体選択	
4	氏名			編集	機体選択	



飛行可能機体登録

飛行可能機体一覧

操縦者が飛行させることができる機体を、登録した機体の中から選択、追加してください。
なお、機体を登録していない場合は、メニュー画面の「機体情報の登録・変更」から機体情報の登録を行ってください。

20269304 AC101 connect ▼ 機体追加

機体選択

20223385 AC101

20269304 AC101 connect

20317640 AC102

	型式/名称	
2	株式会社NTT e-Drone Technology AC101 connect	削除
3	株式会社NTT e-Drone Technology AC101	削除

戻る

【飛行許可・承認メインメニュー】内の【**新規申請**】を押下ください。

飛行許可・承認メインメニュー

飛行許可・承認の申請に必要な情報を準備する

無人航空機情報の登録・変更

申請を行う機体情報を登録します。
申請書を作成する際には当メニューで登録した情報が必要となりますので事前に登録してください。

操縦者情報の登録・変更

申請を行う操縦者情報を登録します。
申請書を作成する際には当メニューで登録した情報が必要となりますので事前に登録してください。

飛行許可・承認の申請書を作成する

新規申請

飛行許可・承認の申請書を新たに作成します。

申請書一覧

作成済または作成途中の飛行許可・承認申請の申請書の情報を確認します。



『簡易カテゴリー判定』の画面となりますので、【**次へ**】を押下ください。

簡易カテゴリー判定をはじめる

飛行許可・承認申請をはじめるに当たって、飛行リスクの判定を行います。
「無人航空機の飛行ルール」ホームページにて、カテゴリー区分の概要を確認のうえ、「次へ進む」ボタンを押してください。

● カテゴリーとは

「カテゴリー」とは航空法で定められている、飛行のリスクの程度に応じて段階別に分けられた区分です。
詳しくは、国土交通省ホームページの「無人航空機の飛行ルール」を確認してください。
[無人航空機の飛行ルール](#)

戻る

次へ

●『飛行禁止空域での飛行有無の確認』について
『人・家屋の密集地域の上空』に☒

●『飛行の方法の確認』について
『人・家屋等から30m未満』に☒
『物件投下』に☒
『危険物輸送』に☒

【次へ】を押下ください。

●飛行リスクの緩和措置の確認
立入管理措置を講じますか？
→『はい』を選択ください
『補助者を配置する』に☒

【次へ】を押下ください。

● 飛行禁止空域での飛行有無の確認（航空法第132条の85第1項関係）

飛行を予定している空域について、以下のうち当てはまるものがあれば、チェックを入れてください。

☐ 空港等周辺 ☐ 地表・水面から150m以上の高さの空域 ☒ 人・家屋の密集地域の上空

● 飛行の方法の確認（航空法第132条の86第2項関係）

飛行の方法について、以下のうち当てはまるものがあれば、チェックを入れてください。

☐ 夜間飛行 ☐ 目視外飛行 ☒ 人・家屋等から30m未満 ☐ 催し場所上空 ☒ 物件投下 ☒ 危険物輸送

戻る 次へ



● 飛行リスクの緩和措置の確認

立入管理措置を講じますか？

☒ はい ☐ いいえ

☒ 補助者を配置する。 ☐ 立入禁止区画を設定する。 ☐ 立入管理区画を設定する。

☐ 立入管理区画を設定する(レベル3飛行)。 ☐ その他対策を講じる。

☐ 航空局と事前調整済みの立入管理措置を講じる(レベル3.5飛行関連)。

航空局管理番号（半角英数記号）：

※機上カメラ装置等により立入管理措置を講じる目視外飛行等を行う場合は、航空局への事前調整が必要です。
※飛行の許可・承認番号とは異なります。

戻る 次へ

● 飛行リスクの緩和措置の確認

30m以下の係留索による係留飛行を行いますか？

→『**いいえ**』を選択ください

【次へ】を押下ください。

● 飛行リスクの緩和措置の確認

立入管理措置を講じますか？

☒ はい ☐ いいえ

☐ 補助者を配置する。 ☐ 立入禁止区画を設定する。 ☐ 立入管理区画を設定する。

☐ 立入管理区画を設定する(レベル3飛行)。 ☐ その他対策を講じる。

☐ 航空局と事前調整済みの立入管理措置を講じる(レベル3.5飛行関連)。

航空局管理番号(半角英数記号):

※機上カメラ装置等により立入管理措置を講じる目視外飛行等を行う場合は、航空局への事前調整が必要です。

※飛行の許可・承認番号とは異なります。

30m以下の係留索による係留飛行を行いますか？

☐ はい ☐ いいえ

戻る 次へ



● 飛行させる機体および操縦者（飛行させる者）の確認

→『**いいえ**』を選択ください

【次へ】を押下ください。

● 飛行させる機体および操縦者（飛行させる者）の確認

飛行させる機体は全て第二種機体認証以上を有している、かつ操縦者（飛行させる者）は全員二等無人航空機操縦士以上の技能証明を受けていますか。

☒ はい ☐ いいえ

戻る 次へ

● 飛行させる機体の総重量の確認
飛行させる機体はすべて総重量25kg未満ですか？
→『はい』を選択ください

【次へ】を押下ください。

● 飛行させる機体の総重量の確認

飛行させる機体は全て総重量25kg未満ですか？

☒ はい ☐ いいえ

戻る

次へ



判定結果が表示されますので、【飛行許可・承認申請へ】を押下ください。

簡易カテゴリー判定

飛行カテゴリーは「カテゴリー II A」です。

このまま、許可・承認申請を続けるには「飛行許可・承認申請へ」ボタンをクリックしてください。
カテゴリー判定をやり直す場合は「カテゴリー判定へ戻る」ボタンをクリックしてください。

カテゴリー判定へ戻る

飛行許可・承認申請へ

● I .飛行の目的はなんですか？

→『農林水産業』に☒

● II .立入管理措置はどのように行いますか？

→『補助者の配置』に☒が入った状態となっているため、操作不要です。次の質問へお進みください。

飛行概要

STEP 01
飛行概要入力

STEP 02
飛行詳細入力

STEP 03
機体・操縦者選択

STEP 04
その他詳細等入力

STEP 04
申請書確認

STEP 05
申請完了

申請中のカテゴリーは「カテゴリー II A」です。

飛行の概要（飛行の目的、理由、期間等）を正しく入力して下さい。

I .飛行の目的はなんですか？

1.業務

☐ 空撮
 ☐ 報道取材
 ☐ 警備
 ☒ 農林水産業
 ☐ 測量
 ☐ 環境調査
 ☐ 設備メンテナンス

☐ インフラ点検・保守
 ☐ 資材管理
 ☐ 輸送・宅配
 ☐ 自然観測
 ☐ 事故・災害対応

☐ その他（選択した場合は、下記に飛行の目的を入力して下さい。）

2.業務以外

☐ 趣味
 ☐ 研究開発
 ☐ その他（選択した場合は、下記に飛行の目的を入力して下さい。）

II .立入管理措置はどのように行いますか？

1.立入管理措置 ⓘ

☒ 補助者の配置

☐ 立入管理区画の設定

☐ 立入管理区画の設定（レベル3飛行を行う場合）

☐ 立入禁止区画の設定

☐ その他

● Ⅲ.飛行許可が必要な理由はなんですか？

1.禁止されている次の空域を飛行する理由を入力してください。

→『③人・家屋の密集地域』に☑が入った状態となっています。

飛行理由を選択する必要がある為、『飛行の目的と同じ』を選択ください。

4.禁止されている次の方法で飛行する理由を入力してください

→『③人・家屋から30m未満』に☑が入った状態となっています。

飛行理由を選択する必要がある為、『飛行の目的と同じ』を選択ください。

→『⑤危険物の輸送』に☑が入った状態となっています。

飛行理由を選択する必要がある為、『農薬散布の為』を選択ください。

→『⑥危険物の輸送』に☑が入った状態となっています。

飛行理由を選択する必要がある為、『農薬散布の為』を選択ください。

Ⅲ.飛行許可が必要な理由はなんですか？

1.禁止されている次の空域を飛行する理由を入力してください。

☐ ①空港等周辺

☐ ②地表・水面から150m以上の高さの空域

☒ ③人・家屋の密集地域

飛行理由
飛行理由を選択して下さい。

2.1で①または②を選択している、あるいは4で①を選択している場合は、飛行する最大高度を入力してください。

地表等からの高度 m 海面からの高度 m

3.1で①または②を選択している場合は、関係機関との調整結果を入力してください。空港設置管理者等及び空域を管轄する管制機関の連絡先は航空局ホームページから確認可能です。空港設置管理者等及び空域を管轄する管制機関の連絡先はこちらを参照

空港設置管理者等

調整機関名

調整結果

空域を管轄する関係機関

調整機関名

調整結果

4.禁止されている次の方法で飛行する理由を入力してください。

☐ ①従前の飛行

☐ ②目視外での飛行

☒ ③人・家屋から30m未満

飛行理由
飛行理由を選択して下さい。

☐ ④催し場所上空

☒ ⑤危険物の輸送

飛行理由
飛行理由を選択して下さい。

☒ ⑥物件投下

農薬散布において、危険物に該当する物件を散布する行為は、「危険物」に該当する。また、農薬散布以外の理由で物件投下を行う場合、「その他」を選択してください。

例：●●の目的で、●●を投下する。

飛行理由
飛行理由を選択して下さい。

飛行の目的と同じ

農薬散布の為

● 1.年間を通じて飛行しますか？

1.年間を通じて飛行しますか？

→『はい』を選択ください

開始日に飛行を行いたい日の日付をご入力ください。
※画面内に記載の通り、審査に一定期間を要するため、少なくとも申請提出日から10開庁日以降（土日・祝日を除く）の日付を飛行開始日として設定してください。

● V.飛行する場所はどこですか？

1.特定の場所・経路で飛行するかどうかについて入力してください。

→『特定の場所・経路で飛行しない』を選択ください。

全て入力が完了したら、【次へ】を押下ください。

IV.年間を通じて飛行しますか？

1.年間を通じて飛行しますか？ ①

☒ はい ☐ いいえ

飛行する期間および時間を入力してください。

天候不良等により飛行日時が変更する場合には、飛行の延期等も考慮した期間を設定してください。なお、申請可能な期間は1年間が限度です。

また、審査に一定期間を要するため、少なくとも申請提出日から10開庁日以降（土日・祝日を除く）の日付を飛行開始日として設定してください。

開始日 yyyy/mm/dd

終了日 yyyy/mm/dd

催し場所上空の飛行等の場合は具体的な飛行時間（例：〇月〇日〇時から〇時まで）を記載してください。

V.飛行する場所はどこですか？

1.特定の場所・経路で飛行するかどうかについて入力してください。 ①

特定の条件を除き、日本全国・都道府県名による広範囲での飛行申請が可能です。

☒ 特定の場所・経路で飛行しない ☐ 特定の場所・経路で飛行する

キャンセル

中断

次へ

● I.飛行が想定される範囲はどこですか？

1.飛行範囲

→【日本全国】のままで変更は不要です。

● II.申請先はどこですか？

1.申請先

→『東京航空局』『大阪航空局』のどちらかとなります。
お住まいの住所によって異なりますので、下記の資料
を参照に選択ください。

[001110211.pdf](#)

航空局を選択後【次へ】を押下ください。

I.飛行が想定される範囲はどこですか？

1.飛行範囲

「都道府県」を選択した場合は、飛行場所に該当する都道府県を全て選択してください。
（地方航空局宛てに申請を行う場合は、選択した都道府県の管轄局を申請先として選択してください。
選択した都道府県が同局の管轄に跨る場合は、申請者の住所を管轄する地方航空局を申請先として選択してください。）

☒ 日本全国
☐ 都道府県名

東京航空局管轄

☐ 北海道
☐ 青森県
☐ 岩手県
☐ 宮城県
☐ 秋田県
☐ 山形県
☐ 福島県
☐ 茨城県
☐ 栃木県

☐ 群馬県
☐ 埼玉県
☐ 千葉県
☐ 東京都
☐ 神奈川県
☐ 新潟県
☐ 山梨県
☐ 長野県
☐ 静岡県

大阪航空局管轄

☐ 富山県
☐ 石川県
☐ 福井県
☐ 岐阜県
☐ 愛知県
☐ 三重県
☐ 滋賀県
☐ 京都府
☐ 大阪府

☐ 兵庫県
☐ 奈良県
☐ 和歌山県
☐ 鳥取県
☐ 島根県
☐ 岡山県
☐ 広島県
☐ 山口県
☐ 徳島県

☐ 香川県
☐ 愛媛県
☐ 高知県
☐ 福岡県
☐ 佐賀県
☐ 長崎県
☐ 熊本県
☐ 大分県
☐ 宮崎県

☐ 鹿児島県
☐ 沖縄県

II.申請先はどこですか？

1.申請先

申請内容に応じて次の申請先を選択してください。
・空港等の周辺又は地上等から150m以上の高さの空域における飛行許可申請については、東京空港事務所または関西空港事務所を選択してください。
・上記以外の飛行許可・承認の申請については、東京航空局または大阪航空局を選択してください。
※飛行場所が日本全国の場合には、申請者の住所を管轄する地方航空局、空港事務所が申請先となります。詳細はこちら

☒ 東京航空局
☒ 大阪航空局
☐ 東京空港事務所
☐ 関西空港事務所
☐ 国土交通省（本省）

キャンセル

次へ

中断

機体・操縦者概要

STEP 01 飛行概要入力 STEP 02 飛行詳細入力 **STEP 03 機体・操縦者選択** STEP 04 その他詳細等入力 STEP 05 申請書確認 STEP 06 申請完了

申請中のカテゴリは「**カテゴリ II A**」です。

飛行させる機体、操縦者およびマニュアルに関する情報を正しく入力して下さい。

I. 機体情報一覧・選択 ①

機体選択

II. 操縦者情報一覧・選択 ①

操縦者選択

【機体選択】を押下ください。
『機体一覧・選択』画面となります。

- ① ドロップダウンリストを開いてください。
 - ② 操縦したい [03.無人航空機情報の登録・変更](#) で登録した機体をドロップダウンリストから選択ください。
 - ③ 【機体追加】を押下ください。
- ※複数機体がある場合は①～③を繰り返してください。

機体情報一覧・選択

※機体認証を受けた機体については、機体認証の有効期間を十分にご確認ください。

全選択 ① 機体追加

キャンセル 登録

↓

機体情報一覧・選択

② 受けた機体については、機体認証の有効期間を十分にご確認ください。

0478) 機体追加

全選択

AC101(5720478)

AC101(7700117)

AC101(5720733)

AC101(5720476)

AC101(7700130)

AC101(5720761)

機体追加

↓

機体情報一覧・選択

※機体認証を受けた機体については、機体認証の有効期間を十分にご確認ください。

全選択 ③ 機体追加

No.	製造者名	型式／名称	登録記号等	機体認証	使用条件指定書	無人航空機飛行
1	株式会社NTT e-Drone Technology	AC101	JU32260B62D1			

キャンセル 登録

機体情報一覧・選択

※機体認証を受けた機体については、機体認証の有効期間を十分にご確認ください。

全選択 機体追加

No.	製造者名	型式／名称	登録記号等	機体認証	使用条件指定書	無人航空機飛行
1	株式会社NTT e-Drone Technology	AC101	JU32260B62D1			

キャンセル 登録

機体情報一覧・選択

※機体認証を受けた機体については、機体認証の有効期間を十分にご確認ください。

全選択 機体追加

号等	機体認証	使用条件指定書	無人航空機飛行規程	追加基準	削除
362D1					

キャンセル 登録

『機体登録一覧・選択』の左側にある『追加基準』を押下ください。

『機体 追加基準適合入力』画面が表示されますので、すべての質問において『適』を選択後『登録する』を押下ください。

の機体の『追加基準』の登録を終えたら、【登録】を押下ください。

機体 追加基準適合入力

選択した機体の追加基準への適合性に関する情報を正しく入力して下さい。
なお、飛行形態により複数の事項に係る許可等を要する場合には、それらの事項に係る全ての追加基準に適合していることを入力してください。

1. 飛行形態に応じた追加基準を入力して下さい

2. 第三者及び物件に接触した際の危害を軽減する機能を有している。(人・家屋の密集地域の上空、人・物件から30m未満の距離)

☒ 適 ☐ 否

「否」を選択した場合には、下記より請じる代替的安全対策を選択してください。
個別に代替的安全対策を示す場合は、「その他」を選択したうえ、具体的な内容を下の入力欄に記載してください。

- プロベラガード等を装備していないが、飛行の際は飛行経路全体を見渡せる位置に補助者を配置し、第三者が飛行範囲内に立ち入らないよう注意喚起を行う。(常にプロベラガード等装備しないで飛行させる場合)
- プロベラガードを装備している。装備しない場合は、飛行の際は飛行経路全体を見渡せる位置に補助者を配置し、第三者が飛行範囲内に立ち入らないよう注意喚起を行う。(状況に応じてプロベラガード等装備しないで飛行させる場合)
- その他

5. 危険物の輸送に適した装備が備えられている。

☒ 適 ☐ 否

「否」を選択した場合には、下記より請じる代替的安全対策を選択してください。
個別に代替的安全対策を示す場合は、「その他」を選択したうえ、具体的な内容を下の入力欄に記載してください。

その他

6. 不用意に物件を投下する機構でない。

☒ 適 ☐ 否

「否」を選択した場合には、下記より請じる代替的安全対策を選択してください。
個別に代替的安全対策を示す場合は、「その他」を選択したうえ、具体的な内容を下の入力欄に記載してください。

その他

キャンセル 登録する

機体・操縦者概要

STEP 01 飛行概要入力 STEP 02 飛行詳細入力 **STEP 03 機体・操縦者選択** STEP 04 その他詳細等入力 STEP 05 申請書確認 STEP 06 申請完了

申請中のカテゴリは「**カテゴリ-II A**」です。

飛行させる機体、操縦者およびマニュアルに関する情報を正しく入力して下さい。

I. 機体情報一覧・選択 ①

機体選択

II. 操縦者情報一覧・選択 ②

操縦者選択

【操縦者選択】を押下ください。
『機体一覧・選択』画面となります。

- ① ドロップダウンリストを開いてください。
 - ② 操縦されたい04.操縦者情報の登録で登録した操縦者をドロップダウンリストから選択ください。
 - ③ 【操縦者追加】を押下ください。
- ※複数の操縦者がいらっしゃる場合は①～③を繰り返してください。

操縦する予定のあるすべての操縦者の登録を終えたら、【登録】を押下ください。

操縦者情報一覧・選択

※無人航空機操縦者技能証明を保有する操縦者については、技能証明の有効期間を十分にご確認ください。

全選択 ①

操縦者追加

該当項目はありません。

閉じる 登録

↓

操縦者情報一覧・選択

②

全選択

操縦者追加

↓

操縦者情報一覧・選択

③

三浦 知亮(技能証明・技能認証無し)

操縦者追加

該当項目はありません。

閉じる 登録

● Ⅲ.使用する飛行マニュアルを選択してください

- 1.使用する飛行マニュアルを選択してください。
→『航空局標準マニュアルを使用する。』を選択
『航空局標準マニュアル（空中散布）』を☒

※下記二つについては入力不要です。

- 2.リスク評価ガイドラインに基づき作成した飛行マニュアルを使用する。
- 3.マニュアルを個別に作成している場合は下記の内容を確認してください。

マニュアルを選択後【次へ】を押下ください。

Ⅲ.使用する飛行マニュアルを選択してください

1.使用する飛行マニュアルを選択してください。
「航空局標準マニュアル」を使用する場合、記載内容を十分理解のうえご使用ください。
最新の航空局標準マニュアルは、航空局ホームページにて確認が可能です。
最新の航空局標準マニュアルは [こちら](#) を参照

☒ 航空局標準マニュアルを使用する。

☐ 航空局標準マニュアル01（経路を特定する飛行）

☐ 航空局標準マニュアル02（経路を特定しない飛行）

☒ 航空局標準マニュアル（空中散布）

☐ 航空局標準マニュアル（研究開発）

☐ 航空局標準マニュアル01（インフラ点検 / 経路を特定する飛行）

☐ 航空局標準マニュアル02（インフラ点検 / 経路を特定しない飛行）

☐ リスク評価ガイドラインに基づき作成した飛行マニュアル（別添）を使用する。

☐ 上記以外の飛行マニュアル（別添）を使用する。

※個別に作成した飛行マニュアルを使用する場合は、内容の審査に時間を要することをあらかじめご了承ください。

2.リスク評価ガイドラインに基づき作成した飛行マニュアルを使用する。
リスク評価ガイドラインの詳細は、航空局ホームページにて確認が可能です。
リスク評価ガイドラインは [こちら](#) を参照

3.マニュアルを個別に作成している場合は下記の内容を確認してください。

個別に飛行マニュアルを作成する場合は、最新の航空局標準マニュアルを参照のうえ、航空局標準マニュアルとの差異（該当箇所の目次番号等とその概要）をお知らせください。

● I. 第三者賠償責任保険に加入している場合は入力してください。

『第三者賠償責任保険に加入している場合』は1～4を

『第三者賠償責任保険に加入していない場合』は5を入力ください。

● II. 緊急連絡先を確認してください。

基本的にはアカウントに登録した情報が自動で入力されますので、内容をご確認いただき問題がなければ変更等は不要です。

● III. 受け取る許可書の形式を選択してください。

『電子許可書』『紙の許可書』の2種から選択可能です。

『紙の許可書』については返信用封筒の郵送が必要になり、電子許可書については別途自身での印刷も可能な為、基本的には『電子許可書』を選択されることをお勧めいたします。

※下記については入力・添付は不要です。

IV. 変更申請の申請概要

V. その他特記事項

VI. 添付ファイルの追加

『● III. 受け取る許可書の形式を選択してください。』まで入力いただけましたら、『次へ』を押下ください。

その他詳細等入力画面

STEP 01 飛行概要入力 STEP 02 飛行詳細入力 STEP 03 機体・保険者選択 STEP 04 その他詳細等入力 STEP 05 申請書確認 STEP 06 申請完了

申請中のカテゴリーは「カテゴリーII A」です。
その他詳細情報（加入保険情報、緊急連絡先等）に関する情報を正しく入力して下さい。

I. 第三者賠償責任保険に加入している場合は入力してください。

1. 保険会社名
複数保険加入時は保険会社名を列挙してください。

2. 商品名
複数保険加入時は商品名を列挙してください。

3. 補償金額（対人）
☐ 無制限
複数保険加入時は最も高い金額を記載してください。

4. 補償金額（対物）
☐ 無制限
複数保険加入時は最も高い金額を記載してください。

5. 賠償能力
第三者賠償責任保険に加入していない場合は、参考として賠償能力の情報を入力してください。
☐ 有 ☐ 無
「有」を選択している場合は、賠償能力について記載してください。

II. 緊急連絡先を確認してください。

1. 緊急連絡先
[写真]

2. 電話番号
国/地域 日本/Japan +81 0484858333

III. 受け取る許可書の形式を選択してください。

1. 受け取る許可書の形式を選択してください。
「紙の許可書」を選択した場合は提出先への返信用封筒の郵送が必要です。
☐ 電子許可書 ☐ 紙の許可書

キャンセル 次へ 中断

申請書の内容確認の画面となります。
申請内容に間違いが無いが、改めてご確認くださいようお願いいたします。

確認後、画面下部にあるチェックボックスに☒を入れてください。

チェックボックスにチェックを入れた後、【申請する】を押下ください。
※チェックボックスにチェックを入れるまで【申請する】は押下不可となります。

申請書情報管理 / 申請書内容確認

入力内容を基に作成された以下の申請様式、別添資料等を選択して内容を確認して下さい。
また、申請書を保存・印刷する場合は、様式等を選択してブラウザから保存・印刷を行って下さい。

No.	申請書
1	様式1 無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書
2	様式2 無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書
3	様式3 無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書

No.	別添資料
1	別添資料1 飛行経歴
2	
3	
4	別添資料4 無人航空機の追加基準への適合性
5	別添資料5 無人航空機を飛行させる者一覧
6	別添資料6 無人航空機を飛行させる者の追加基準への適合性
7	別添資料7 航空局標準マニュアル
8	別添資料8 総重量25kg以上の無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書

☒ 申請内容が適切であり、間違いがないことを確認しました。
※申請内容に不備があった場合には追加確認に時間を要し、飛行予定日までに許可・承認が得られないことも想定されます。
※適切な許可・承認を取得せずに無人航空機を飛行させる等した場合は、懲役又は罰金に科せられます。

キャンセル

申請する

処理結果に『申請を受け付けました』と表示されていれば申請完了となります。

10営業日以内を目途に国交省から『審査終了通知』もしくは『補正指示』のメールが送信されますので、メールの内容に沿って対応をお進めください。

